

ヒアリング3 柏崎刈羽から青森への燃料搬出計画

(経産省、国交省、原子力規制庁)

3-1. 搬出の必要性和輸送の危険性

(1) 東電が3月29日に「2024年度使用済燃料等の輸送計画について」を発表している。経産省は監督官庁として、これについてどう考えていますか。

【回答】経産省は監督官庁として承知している。安全第一で輸送してほしい。

(2) 東電により搬出が必要だとしている理由について、経産省はどのように判断し、考えているのかを教えてください。

【回答】核燃料の貯蔵状況を見て各事業者が安全かつ計画的に対策を講じていくことが重要。電事連が1月に「使用済燃料対策推進計画」を発表。

(3) 使用済燃料の輸送安全性についてはどう考えていますか。能登半島地震のように大地震・津波・海岸隆起などが発生した場合の安全対策をどう考えますか。

【回答】輸送については、規制庁が安全規制を満たした容器と確認、国交省が海上輸送の実績。

【意見】柏崎刈羽に能登半島地震の影響があった、海底地震が発生する確率が高い。自然災害が今起きるかも知れないという可能性が高まっている時にわざわざ運ぶのは何故ですか？

RFSの操業開始の為ですか？キャスクが必要だからですか？輸送容器が津波に遭遇するリスクもある、柏崎刈羽付近で能登半島で起こった海の隆起が起こる可能性があり、隆起すれば船舶座礁しないとか船舶緊急出港できるとかが根底からひっくり返る。

原子力規制委員会も使用済み燃料輸送に関して、大量の放射性物質の拡散を防止する対策を要求することが必要ではないか。

(4) 使用済核燃料については、原子炉等規制法上の規制対象ではなく、「危険物船舶運送及び貯蔵規則」で規制しています。ところがこの規則は新規制基準のように事故が起こることを前提とした想定に基づいた緊急時対応は規定していません。事故は起こらないもの、防止するべきものとした考え方が基本となっているため、輸送安全対策にとどまり、過酷事故を想定した緊急事態対策は規定されていません。これでは大変な事態を招きます。その責任は輸送事業者ではなく、原子力事業者が追うべきものとされていますから、経産省が責任官庁となるはずだと考えます。経産省が責任をとるとの考え方でよいでしょうか。

【回答】経産省としては海上輸送の関連する法令を遵守して安全第一で輸送を行うことが重要

(5) それを踏まえて、国土交通省と経産省において、核燃料輸送にかかる事故想定と緊急事態対策、並びに規制を改める考えはないのですか。今の段階ではプルトニウム輸送であろうと使用済燃料輸送であろうと、輸送自治体は具体的に情報提供さえなされておらず（海上輸送では）、対処のしようもありません。加えて輸送安全は輸送事業者任せであり、責任主体である事業者（電力会社等）は他人任せの姿勢です。これを改めることから始めなければなりません。

【回答】安全協定に基づき事業者から立地自治体に対して情報提供。